

懲罰規程

制定: 令和8年5月27日

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「当協会」という。)の構成員による禁止行為に対する処分の手続及び基準を定め、もって当協会の秩序維持及び健全な競技環境の確保を図ることを目的とする。

第2条 適用範囲

この規程は、次の各号に掲げる者(以下「構成員」という。)に適用する。

- 当協会の役員(理事・監事)及び職員
- 当協会の登録選手・指導者・審判員
- 当協会の主催する大会・行事等に参加するその他の者

第2章 禁止行為

第3条 禁止行為の列挙

構成員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 暴力行為・体罰・脅迫その他の人格を侵害する行為
- ハラスメント(パワー・セクシャル・マタニティその他一切)
- アンチ・ドーピング規則違反
- 不正な選手選考・審判・競技操作(八百長)
- 当協会の財物・情報の横領・不正使用
- 個人情報情報の漏洩・不正利用
- 当協会の名誉・信用を著しく傷つける行為
- 関係法令・当協会の定款及び規程の違反
- 前各号に準ずる重大な不正行為

第3章 処分の種類

第4条 処分の種類

処分の種類は、次のとおりとする。

- 戒告: 文書による注意・警告
- 訓戒: 理事長による厳重な注意
- 大会出場停止: 一定期間の大会への参加禁止
- 資格停止: 一定期間の登録資格の停止
- 登録抹消: 選手・指導者・審判員としての登録の抹消
- 除名: 当協会からの除名

前項各号の処分は、重複して科すことができる。

第4章 懲罰委員会

第5条 懲罰委員会の設置

当協会は、処分の審査を行う機関として懲罰委員会を設置する。

懲罰委員会は、コンプライアンス委員会がその機能を兼ねるものとする。

第6条 懲罰委員会の構成及び独立性

懲罰委員会は、弁護士1名を含む外部有識者を過半数として構成し、中立性・専門性を確保する。

懲罰委員会の委員は、当該事案の関係者でないことを確認のうえ審議に参加する。関係者に該当する委員は、その案件の審議・議決から除外する。

第5章 処分手続

第7条 申立て

構成員が第3条の禁止行為を行ったと認められる場合、当協会事務局は懲罰委員会に処分の審査を申立てる。

被害を受けた者は、当協会に対して書面で申立てを行うことができる。

第8条 調査

懲罰委員会は、申立てを受けた後、速やかに事実調査を行う。

懲罰委員会は、当事者(申立人・被申立人)及び関係者に対し、資料提出・陳述の機会を設けなければならない。

被申立人には、弁明の機会(書面又は口頭)を与えなければならない。

第9条 審議及び決定

懲罰委員会は、調査結果に基づき審議を行い、処分の有無及び内容を決定する。

処分の決定は、委員の過半数の賛成による。

懲罰委員会の決定は、理事会の承認をもって確定する。

第10条 処分の通知

確定した処分は、遅滞なく被処分者に別紙様式の「処分通知書」により通知する。

処分通知書には、処分の種類・理由・根拠規定のほか、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)によるスポーツ仲裁を利用できる旨及び申立期限・申立先を必ず記載する。

第11条 処分結果の公表

当協会は、確定した処分の概要(対象者の属性・処分の種類・理由)について、当協会ウェブサイトにて公表することができる。ただし、プライバシー保護の観点から、公表の方法及び範囲は懲罰委員会の意見を踏まえ理事会が判断する。

第6章 不服申立て及び仲裁

第12条 不服申立て

処分を受けた者は、処分通知書の受領後 14 日以内に、当協会に対して書面により不服申立てを行うことができる。

不服申立てを受けた当協会は、速やかに懲罰委員会に再審査を求める。

第13条 JSAA 自動応諾条項

当協会は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の採択するスポーツ仲裁規則(以下「JSAA 仲裁規則」という。)に基づくスポーツ仲裁を、処分及び選手選考に関する紛争解決手段として採択する(自動応諾)。

処分を受けた構成員は、処分通知書の受領後 21 日以内に、JSAA に対してスポーツ仲裁の申立てを行うことができる。

当協会は、JSAA の仲裁手続に誠実に応じ、仲裁判断に従うものとする。

第7章 雑則

第14条 時効・除斥期間

処分の申立ては、禁止行為が行われた日(継続行為の場合は終了した日)から3年を経過したときは行うことができない。

第15条 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の決議による。

第16条 施行

この規程は、令和8年5月27日から施行する。

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
理事長 牛尾 洋人

【別紙様式】 処分通知書

令和 年 月 日

氏名(又は団体名):

殿

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
代表理事(理事長) 牛尾 洋人 ㊞

処 分 通 知 書

処分の種類	
処分の理由	

処分の内容	
処分の期間	(年 月 日 ~ 年 月 日)
処分の根拠	懲罰規程第 条

【日本スポーツ仲裁機構(JSAA)による仲裁の利用について】

当協会は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の「スポーツ仲裁規則」の自動応諾条項を採択しています。上記処分に不服がある場合は、JSAA に対してスポーツ仲裁の申立てを行うことができます。

【申立先】 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館

TEL:03-6427-9488 URL:<https://www.jsaa.jp/>

【申立期限】 本通知を受領した日から 21 日以内

【留意事項】 仲裁の申立てには所定の申立費用が必要です。詳細は JSAA 公式ウェブサイトをご確認ください。

この通知に関するお問い合わせは、当協会事務局(Mail: info@dbva.jp)までご連絡ください。